

特定非営利活動法人お口の健康ネットワーク 認定医療機関制度規則

第一章 総 則

- 第1条 この規則は特定非営利活動法人お口の健康ネットワーク定款第5条の規定により、お口の健康ネットワーク認定医療機関制度に必要な事項を定める。
- 第2条 お口の健康ネットワーク(以下「本会」という)に、口腔保健のなお一層の向上を図ることを目的としてお口の健康ネットワーク認定医療機関(以下「認定医療機関」という)を置く。
- 2.認定医療機関が行う役割は次の各号に示す通りとする。
- (1) 本会認定歯科衛生士を志望する者の指導
 - (2) 歯周病の予防・治療に関する「つまようじ法」の普及
 - (3) 認定医療機関の推薦
 - (4) 認定医療機関同士の連携

第二章 認定医療機関の要件

- 第3条 本会は次の各号に該当する機関で理事会の審査に合格した機関を認定医療機関とする。
- (1) 本会の会員歴が通算5年以上の医療機関であること
 - (2) 本会認定医療機関にふさわしい医療機関であること
 - (3) 認定医療機関を申請する管理者は教育講演受講後、認定医療機関試験に合格していること
 - (4) 認定医療機関を申請する管理者は直近5年以内に認定訪問実習および5年以内に本会主催のセミナーを受講済みであること
 - (5) 認定医療機関を申請する管理者は直近5年以内に本会主催研修会を2回以上受講済みであること
 - (6) 申請時には本会団体会員であること

第三章 申請方法

- 第4条 前条の認定を申請しようとする者は、次の各号に示す申請書類に認定医療機関申請料の受領書のコピーを添えて、本会に提出すること。
- (1) 認定医療機関申請書(様式1)
 - (2) 履歴書(様式2)
 - (3) 認定医療機関の推薦書(様式3)
 - (4) 認定医療機関試験合格証(コピー可)

第四章 認定医療機関の審査、認定及び登録

第5条 理事会は、提出された書類を審査し、認定の可否を判定する。

第6条 認定を受けた医療機関は登録料を本会に納付しなければならない。

2. 本会は、前項により納付した医療機関を認定医療機関として登録し、認定医療機関証を交付する。

第五章 資格の更新及び資格喪失

第7条 認定医療機関は登録後、5年ごとに更新しなければならない。

2. 認定医療機関の更新を申請する機関は、以下の要件を満たした上で登録更新料を納付しなければならない

- (1) 更新期限までに、訪問実習を受講すること
- (2) 2回目以降の更新の際は、訪問実習の受講の他、本会主催セミナー又は研修会に5年間で3回以上参加すること

第8条 更新の認定は理事会において行う。

第9条 認定医療機関は次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 認定の辞退を申し出たとき
- (2) 更新がされなかったとき
- (3) その他、理事会が不相当と認めたとき

第六章 補 則

第10条 この規則を変更する場合は、理事会の議を経なければならない。

第11条 認定医療機関申請料および登録料、更新料は別に定める。

第12条 この規則に定めていない事項については、本会認定医療機関制度施行細則による。

附則

この規則は平成27年9月6日に制定し、平成27年9月1日から施行する。

2. 2021年10月2日より一部変更
3. 2022年4月10日より一部変更

特定非営利活動法人お口の健康ネットワーク
認定医療機関制度施行細則（案）

（趣 旨）

第1条 特定非営利活動法人お口の健康ネットワーク認定医療機関制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、次の各号に従うものとする。

（認定医療機関にふさわしい医療機関）

第2条 規則第3条(2)に定める「認定医療機関にふさわしい医療機関」は、本会の理事または既に更新済みの認定医療機関管理者の推薦によって認められる。

（教育講演）

第3条 規則第3条(3)に定める教育講演は、当分の間「歯周病における宿主強化療法と「つまようじ法」」を主題とする。

2. 教育講演受講希望者は、あらかじめ本会に申し込むものとする。
3. 認定医療機関試験の答えは、当分の間、教育講演受講日から2週間以内に解答を本会に郵送するものとする。

（登録と交付）

第4条 認定委員会は、認定医療機関試験の可否を教育講演受講日から2か月以内に決定し、申請医療機関に通知しなければならない。合格医療機関には合格証を交付する。

2. 合格医療機関から申請があった場合、本会は遅滞なく登録を完了し、認定医療機関証を交付しなければならない。
3. 歯科医療機関の管理者でない歯科医師が、認定医療機関と同等の要件を満たせば、理事会の審査を経て「認定歯科医師」として登録することができる。

（認定訪問実習）

第5条 認定訪問実習に派遣する理事は、理事長及び理事長が推薦した理事とする。ただし依頼先の希望がある場合は、理事長の承認があればこの限りでない。

2. 認定訪問実習を担当する理事は、年一度の理事相互実習と教育講演に参加することを原則とする。

(諸費用)

第6条 この制度の施行に関わる諸費用は次のように定める。

認定申請料	3,000 円
教育講演受講料	20,000 円
登録料	10,000 円
更新料	3,000 円

2. 認定訪問実習費、交通費等は事務局規定に準ずる。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更には理事会の承認を必要とする。

附 則 この細則は平成 27 年 9 月 6 日に制定し、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

2. この細則施行時に理事である者が管理者である医療機関の認定は、平成 27 年 4 月 5 日開催の理事相互実習及び教育講演を受講し、試験に合格し、5 月末までに規定第 4 条の(1)、(2)、(4)の書類及び諸費用を提出、納入し、理事長の承認を経て平成 27 年 6 月 1 日付で認定医療機関とする。また、更新には年 2 回の理事会、研修会のうち 5 回出席することを条件とする。更新手続きは平成 33 年 11 月末までとする。
3. この細則に定めなき事項については、理事会の議決を経て別に定める。
4. 2021 年 10 月 2 日より一部変更
5. 2022 年 4 月 10 日より一部変更